

■令和7年度（令和6年度実施）北九州市公立学校教員採用候補者選考試験 の変更点について

（令和5年12月18日）

令和7年度（6年度実施）北九州市公立学校教員採用候補者選考試験より、下記のとおり実施方法等の変更を行います。詳しくは、試験実施要項等でご確認ください。

記

1 小学校教員・中学校教員・特別支援学校教員・養護教員の大学3年生前倒し一次選考の実施

小学校教員・中学校教員・特別支援学校教員・養護教員の大学3年生を対象とした一次試験の前倒しを実施します。

2 特別選考Ⅰ「教職経験者特別選考」の資格要件の変更

特別選考Ⅰ「教職経験者特別選考」について名称や資格要件を変更します。

< 1 現職正規教員 >

- 次の全ての要件をいずれも満たす者
 - ・ 現に国公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校）の正規教員として勤務している者
 - ・ 自治体又は学校法人等に継続して1年間以上在籍し、かつ、通算1年間以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者。
 - ・ 初任者研修を修了している者。
- ※ 原則として現在の所属と受験する試験区分及び教科が同一の場合に限る。

< 2 正規教員経験者 > （過去正規教員から名称を変更）

- 次の全ての要件をいずれも満たす者
 - ・ 過去5年間（平成31年4月1日～令和6年3月31日）で、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び大学の正規教員として勤務経験がある者（国公立を問わない）
 - ・ 自治体又は学校法人等に継続して1年間以上在籍し、かつ、通算1年間以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）がある者
- ※ 現在の所属と受験する試験区分及び教科との関連は問わない。

3 特別選考Ⅱ「教職大学院修了者特別選考」の資格要件の変更

特別選考Ⅱ「教職大学院修了者特別選考」について新しく区分を追加します。

< A区分 >

- ・ 学校教育法の規定に基づく教職大学院を修了した者又は令和7年3月31日までに修了予定の者

< B区分 >

- ・ 学校教育法の規定に基づく教職大学院を令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に修了見込みの者

4 特別選考Ⅳ「社会人経験者特別選考」の資格要件の変更

特別選考Ⅳ「社会人経験者特別選考」について資格要件の変更と免許取得における採用の延期措置を実施します。

<資格要件の変更>

社会人特別選考については、必要な免許状を令和9年3月31日までに取得見込みの場合も受験可能。〔令和9年3月31日までに取得見込みとは、令和9年3月31日までに、都道府県教育委員会が発行した免許状又は免許状を授与することを証明したものを、北九州市教育委員会に提示し、承認を受けるまでをいう。免許状の取得条件を満たしているだけの場合や提示できない場合は不可とする。〔免許状の確認は、個人の責任で行うこと〕〕その場合、免許取得に係る期間について、採用候補者名簿の登載期間を延期することが可能。

○ 次の(1)(2)のいずれかの要件を満たす者

(1) 過去10年間（平成26年4月1～令和6年3月31日）で、同一の民間企業又は官公庁等の正規職員として、継続して3年間以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く）がある者。

※ 民間企業・官公庁等には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び大学の教職経験者（正規教員、講師等）は含まない。

(2) 独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく JICA 海外協力隊として、継続して2年間以上の派遣経験がある者

<免許取得のための採用の延期措置について>

・ 社会人特別選考受験者のうち「令和7年度北九州市公立学校教員採用候補者名簿」に登載された者が、最終合格した校種及び教科の教員普通免許状を取得するために採用の延期を希望し届け出を行う場合、令和8年度又は令和9年度の「北九州市公立学校教員採用候補者名簿」に登載する。

※ 届け出の際に希望した年度の3月31日までに、最終合格した校種及び教科の教員普通免許状を取得できなかった場合は、該当する名簿から削除する。

5 特別選考Ⅴ「複数免許状所有者特別選考」における「試験区分：養護教員」の廃止
特別選考Ⅴ「複数免許状所有者特別選考」の「試験区分：養護教員」について、特別選考から除外します。

6 栄養教員の募集の休止

令和7年度（6年度実施）北九州市公立学校教員採用候補者選考試験において、栄養教員の募集は行わない。